

株 主 各 位

熊本県熊本市南区流通団地1丁目46番地

株式会社 **ビューティ花壇**

代表取締役社長 三島美佐夫

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年9月19日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年9月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 熊本県熊本市南区流通団地1丁目24番地
熊本市流通情報会館
5階 第一研修室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（平成24年7月1日から平成25年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（平成24年7月1日から平成25年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 当社及び当社子会社の取締役（社外取締役は除く）及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決議事項

- (1) 議決権行使書面の賛否の欄に記載がない場合、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面投票を重複して行われた場合で議決権行使の内容が異なる場合には、最後のものを有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.beauty-kadan.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年7月1日から
平成25年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政権交代後の積極的な経済政策・金融政策が奏功し、円安や株価上昇が進み、景気回復へ向けた明るさが見えてまいりました。一方海外では、米国経済は緩やかな回復が続いているものの、債務問題に揺れる欧州諸国の景気低迷に加え、中国をはじめとする新興国の成長鈍化により、先行き不透明な状況が続きました。

当社は、このような状況の中、中期経営計画の達成に向けてグループ一丸となって取り組んでおります。全社基本方針として新規顧客の積極的な開拓と既存顧客内での当社への発注シェアアップによる売上拡大、徹底的な経費削減を推進してまいりました。この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,142,396千円(前年同期比15.9%増)、営業利益173,835千円(前年同期比12.7%増)、経常利益175,823千円(前年同期比13.4%増)、当期純利益は85,573千円(前年同期比30.7%減)となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

(生花祭壇事業)

生花祭壇事業の売上高は、3,155,178千円(前年同期比1.6%減)となりました。厚生労働省「平成24年人口動態統計月報年計(概数)の概況」によると、年間死亡者数は1,256千人と推計され、前年同様、高齢化社会を背景に増加傾向にあります。また、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によると、葬儀業の平成24年7月から平成25年6月までの売上高は594,805百万円(前年同期比2.6%増)、取扱件数は423,307件(前年同期比3.4%増)と金額ベース及び件数ベースで増加傾向にあります(同調査は、平成25年4月分より葬儀業において、一部調査対象の追加等が行われており、平成25年3月以前の数値はリンク係数で除した数値で前年比較を行っております)。このような状況の中、前述の全社基本方針を徹底した結果、営業利益は426,976千円(前年同期比37.9%増)となりました。

(生花卸売事業)

生花卸売事業の売上高は、808,593千円(前年同期比2.1%増)となりました。東京都中央卸売市場「市場統計情報」(平成25年6月)によると、平成24年7月から平成25年6月までの切花累計の取扱金額は56,212百万円(前年同期比2.8%減)、数量では936百万本(前年同期比0.4%減)と金額ベース及び数量ベースで減少傾向にあります。当社では、前述の全社基本方針を徹底した結果、売上数量、売上金額ともに増加傾向にありましたが、原価率の上昇、また輸入比率の増加に伴う荷造運賃の増加により販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は107,775千円(前年同期比32.8%減)となりました。

(ブライダル装花事業)

ブライダル装花事業の売上高は335,062千円(前年同期比21.7%増)となりました。結婚式場業は少子化と景気悪化の影響を受けており、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によると、平成24年6月から平成25年5月までの結婚式場業の売上高は155,767百万円(前年同期比3.8%減)、取扱件数は52,425件(前年同期比4.9%減)と減少傾向にあります。ブライダル装花事業を請け負う連結子会社の株式会社One Flowerでは、平成25年1月に株式会社Standing Ovationよりブライダル装花事業を譲り受け事業拡大を図ったほか、前述の全社基本方針を徹底した結果、営業利益は48,184千円(前年同期比79.0%増)となりました。

(土木・建設事業)

土木・建築事業の売上高は606,545千円(前年は3ヶ月決算で163,336千円)となりました。土木・建設事業は熊本市内及びその近郊にて事業を行っております。熊本県内の近年の工事の内容を見ると民間発注工事の落ち込みが著しく、公共工事は微増であります。公共、民間とも新設工事は厳しい状況にある一方で、一昨年の中日本大震災や、昨今の台風・自然災害への対策としての防災を目的とした河川などの維持・修繕工事に加え、安倍政権の経済政策「アベノミクス」による公共投資増も寄与しはじめており、今後もこの傾向は暫く堅調に推移するものと思われれます。この結果、当事業の主力である公共工事の元請受注分が順調に進捗し、また、原材料の見直し、経費削減を進めてきたことにより営業利益は32,567千円(前年は3ヶ月決算で32,185千円)となりました。

(その他事業)

その他の事業は、システム開発事業及び不動産管理事業を行っております。売上高は237,017千円、営業利益は9,942千円となりました。システム開発事業は、葬儀関連会社に対する基幹システム、名札書きシステム及びモバイル端末を用いた電子カタログや建築事業者に対するCADシステムの開発を行っております。不動産管理事業は、不動産の取得、所有、処分及び貸借を行っております。

なお、事業セグメント別売上高は、次のとおりであります。

	売 上 高	構 成 比
生 花 祭 壇 事 業	3,155,178千円	61.4%
生 花 卸 売 事 業	808,593千円	15.7%
ブ ラ イ ダ ル 装 花 事 業	335,062千円	6.5%
土 木 ・ 建 設 事 業	606,545千円	11.8%
そ の 他	237,017千円	4.6%
合 計	5,142,396千円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は75百万円であります。その主なものは、事務所の造作物等21百万円、花祭壇事業にかかる営業車両、葬儀用祭壇セット等44百万円であります。なお、これらの資金は自己資金により充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関より1,190百万円の資金調達を実施しました。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額700百万円の当座貸越契約を締結しております。

(4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (平成22年6月期)	第15期 (平成23年6月期)	第16期 (平成24年6月期)	第17期 (当連結会計年度) (平成25年6月期)
売 上 高(千円)	4,021,182	4,122,743	4,436,339	5,142,396
経 常 利 益(千円)	209,261	181,533	155,101	175,823
当 期 純 利 益(千円)	95,386	125,462	123,563	85,573
1株当たり当期純利益(円)	3,959.50	5,830.51	29.32	20.27
総 資 産(千円)	1,504,301	1,644,625	2,309,157	2,671,140
純 資 産(千円)	487,486	565,013	637,883	734,991
1株当たり純資産額(円)	20,122.42	23,657.91	135.97	148.64

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 当社は平成25年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

(参考) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (平成22年6月期)	第15期 (平成23年6月期)	第16期 (平成24年6月期)	第17期 (当事業年度) (平成25年6月期)
売 上 高(千円)	3,714,037	3,710,628	3,853,136	3,648,999
経 常 利 益(千円)	100,158	121,997	88,700	91,879
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	37,712	92,084	△8,643	31,563
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	1,565.45	4,279.37	△2.05	7.48
総 資 産(千円)	1,416,751	1,468,245	1,568,433	1,767,122
純 資 産(千円)	482,586	510,486	440,494	447,495
1株当たり純資産額(円)	21,828.59	23,912.60	105.47	104.31

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 当社は平成25年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定し1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 One Flower	62,500千円	100.0%	ブライダル装花、ブーケ等の販売
美麗花壇股份有限公司	28,500千NT\$	50.0%	生花祭壇設営、供花等の販売、生花の輸出
昇建設株式会社	90,000千円	91.8%	一般土木事業・土木建築・宅地造成工事
株式会社システムハウス福知山	58,000千円	100.0%	システム開発事業
株式会社ビイケイエステート	5,000千円	100.0%	不動産管理事業
株式会社花時	3,330千円	100.0%	生花祭壇事業、生花卸売事業

(6) 対処すべき課題

当社グループは冠婚葬祭において生花を用いた装飾を行う、生花祭壇事業及びブライダル装花事業とそれら自社で使用する生花の購買力を利用して、良質で適正価格の生花を一般生花店や葬儀社の生花部へ販売する生花卸売事業を展開しております。

最も売上構成比が高い生花祭壇事業の顧客が属する葬儀業界におきましては、近年の高齢化の進展に伴い、死亡者数も増加傾向にあります。しかしながら、近年、近親者のみで行う密葬の増加や葬儀規模の縮小により、1件あたりの葬儀単価は下落傾向が見られます。孤独死の増加や男性においては仕事を引退した後の老後の生活が長くなることにより、仕事関係での参列者が年々減少していることや、核家族化や少子高齢化に伴い葬儀費用に対する喪家の負担も増加していることなどが要因として考えられます。このような理由から、今後葬儀の簡素化がさらに進むことが予想されています。

生花卸売事業が属する花卉業界におきましては、規制緩和が進み、平成16年6月には、「卸売市場法の一部を改正する法律」が施行され、また平成21年4月には、卸売手数料の自由化が実施されました。卸売市場は、従来の集荷、競り、分荷機能から付加価値をつけて販売する方向で動き出している状況であり、市場の淘汰や花卉業界の再編が進んでいるものと認識しております。

近年当社グループとして注力しているブライダル装花事業の顧客が属するブライダル業界におきましては、婚姻件数は、年々減少傾向にあり、昭和47年に110万組(婚姻率10.4%)とピークを迎えた後、平成23年に70万組を下回りました。婚姻

件数は長期的には縮小傾向と考えられておりますが、一気に減少に向かう状況とはなっておりません。近年主流となりつつあるゲストハウス・ウェディングというスタイルがマーケットに定着したことで、既存のホテルや専門式場等による競争の激化が徐々に進行しております。そのような状況から、付加価値の高い商品と低価格の両立が求められるものと予想しております。

土木・建設事業については、従来の「落札方式」から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」「品確法」の施行により「総合評価方式」に移行しており、今まで以上の技術力や発想力が求められております。「落札方式」とは最低落札業者が工事を受注するものですが、「総合評価方式」とは入札価格に技術提案に関する評価点の合計点数で入札業者を総合評価するもので、この点数が最も高かったものと契約する方式であります。この制度変更により、柔軟な発想で工事全体を俯瞰するとともに、新技術の取得・技術力の向上を求められることが予想されます。

このような環境のもと、当社グループは次の事項を重要な課題として捉えております。

- ① 生花祭壇事業の売上拡大と収益力向上
- ② 生花卸売事業の売上拡大
- ③ ブライダル装花事業の売上拡大と収益力向上
- ④ 土木・建設事業の技術力の向上、品質向上への取り組み
- ⑤ 既存事業とシナジーが見込める新規事業への取り組み
- ⑥ 環境変化に対応できる組織の見直しと人材教育の強化

上記課題の対応については、以下のとおり考えております。

- ① 生花祭壇事業の売上拡大と収益力向上

生花祭壇事業は、他の業界と同様に高付加価値商品と低価格商品の二極分化が進行すると考えております。高付加価値商品への対応については、後述(⑥環境変化に対応できる組織の見直しと人材教育の強化)のとおり徹底した技術者教育を継続してまいります。また、これらの高付加価値商品については、葬儀社を通じて喪家からご注文いただくため、商品開発の一元管理と3次元コンピューターグラフィック等による提案力の向上を図り、ブラッシュアップされた営業ツールを葬儀社に提供してまいります。

低価格な生花祭壇及び供花への対応については、これらの作成工程の徹底した業務分析を行い、工程と工数の管理、各工程に必要な技術力分析、投下する人材の管理を徹底することで、品質の維持と究極のコストダウンを同時に実現いたします。具体的には数十種類存在していた供花の仕様を数種類に集約し、また、従来各支店で作成していた供花を東京支店の隣にある加工物流センターで集中生産いたします。併せて、徹底した労務費管理を行うため、平成24年6月に人材派遣事業を展開している株式会社ピンクを子会社化しました。これらによって、従来外注化していたスポット的な業務社員をグループ内で賄うことで、顧客サービスレベルの維持と適正な労務費管理を実現する予定です。

② 生花卸売事業の売上拡大

平成24年6月期の生花の海外調達率は金額ベースで約30.7%でしたが、平成25年6月期では約38.8%と増加いたしました。これは主に台湾からの胡蝶蘭、トルコキキョウ、中国からの菊の輸入の拡大が寄与したものであります。今後につきましても、引き続き海外での生花の商品開発を進めるとともに、東南アジアやアフリカ、南米地域の生産者からの輸入量を拡大することで、海外調達率の向上を図るとともに国内生産者との直接取引拡大により、仕入原価を安定的に下げることによって売上拡大を目指してまいります。なお、最終的な海外調達率は生花の調達コスト、貿易経費及びカントリーリスクを勘案すると金額ベースで50%程度がひとつの目安になるものと考えております。また、国内調達においては、全国の生産地情報、卸売市場情報、マーケット情報などを当社の情報ネットワークにいち早く取り込むことにより、収穫前の先売りなど販売機会の増大を図り、売上の向上を目指します。

③ ブライダル装花事業の売上拡大と収益力向上

ブライダル装花事業は主に熊本県を中心とした九州エリア、東京都を中心とした関東エリアで事業展開しております。各拠点の顧客層は九州エリアにおいては既存のホテルや専門会場等が主体で、関東エリアではゲストハウス・ウエディング、レストラン・ウエディング等が主体であります。今後は、マーケット規模が大きいかつ、今後の成長が期待できる関東エリアでの新規顧客の獲得を図り、売上の拡大を目指します。また、平成24年9月1日に当社の熊本地区における生花祭壇事業を担っている熊本支店を分割し、ブライダル装花事業を担っている株式会社One Flowerへ吸収合併いたしました。これらのビジネスユニットの統合施策によって、1拠点でブライダル装花事業と生花祭壇事業を1パッケージで行うこととなります。冬場が繁忙期で六曜に左右される生花祭壇事業と冬以外が比較的繁忙期で土日に集中するブライダル装花事業を組み合わせることで、新しいローコストビジネスモデルの確立を図ってまいります。

④ 土木・建設事業の技術力の向上、品質向上への取り組み

「総合評価方式」への移行に伴い、柔軟な発想や新技術の取得が経営の重点課題になっております。大規模な建設会社においては基礎研究や応用研究といった分野を自社の研究部門で対応することが可能ですが、当社の事業規模ではそういったことは現実的でないため、こういった経験値を有する人材の獲得や大学の研究機関との連携等を積極的に進め、技術力の向上と品質向上に取り組んでまいります。

⑤ 既存事業とシナジーが見込める新規事業への取り組み

当社グループの既存事業である生花祭壇事業、生花卸売事業、ブライダル装花事業を核としながら、シナジーが見込める事業の垂直統合及び水平統合を進めることで、冠婚葬祭事業者や新規顧客に対し、新しいソリューションモデルの提供を行ってまいります。現在提携先として想定する事業領域は、生花祭壇事業、生花卸売事業、ブライダル装花事業、生花店運営事業（多店舗展開・インターネット販売）、生花貿易事業、生花生産事業（農業法人含む）、造園事業、土木事業、人材派遣事業（業種は問いません）、不動産事業、システム開発事業、及びこれらの事業に関連する全ての事業です。

⑥ 環境変化に対応できる組織の見直しと人材教育の強化

当社は創業以来、生花祭壇事業とその仕入機能を生かした生花卸売事業の2本柱で事業展開してまいりました。今後はより一層の収益力の向上を目指すため各事業における最適規模での分社化やフランチャイズ化を検討しております。また、ブライダル装花事業や既存事業とシナジーが期待できる新規事業の展開や資本業務提携も積極的に取り組んでいく予定です。こういった経営方針のもと激変する外部環境とその変化に対応すべく、ビジネスユニットの統廃合や組織形態の抜本的な見直しを検討いたします。また、多様に変化する喪家の要望の中で常に求められ、支持されているのは「感動」です。生花祭壇や供花を通じて「感動」を創造することこそが、当社の使命であり、競争優位性を保障するものと考えます。その感動の創り手である社員は、高い技術力とマネジメント能力を兼ね備えた人材であることが重要です。そのため、当社では、技術教育に注力するとともに、優秀な人材の確保に努めてまいります。具体的には、社内外で通用する技術認定制度とその制度に準じた教育、評価制度を平成23年3月に確立し、技術認定制度に伴う評価制度の運用を実施しております。今後も定期的に認定試験を実施し、技術者の育成を行います。また、幹部社員を対象としたマネジメント能力の強化を重点的に行うことで、原価管理、労務費管理、販売管理費管理を徹底し、どのような経営環境でも目標の利益率を確保できる体制を確立してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成25年6月30日現在）

事業区分	主な事業内容
生花祭壇事業	生花祭壇・供花等の販売
生花卸売事業	菊・胡蝶蘭等生花の販売
ブライダル装花事業	ブライダル装花・ブーケ等の販売
土木・建設事業	一般土木工事・土木建築・宅地造成工事
その他事業	システム開発事業・不動産管理事業

(8) 主要な営業所（平成25年6月30日現在）

① 当社

株式会社ビューティ花壇	本社	熊本県熊本市南区流通団地一丁目46番地
	東京本部	東京都墨田区両国4丁目31番16号
	東京支店	東京都葛飾区白鳥四丁目8番14号
	神奈川支店	神奈川県川崎市宮前区野川874
	西東京支店	埼玉県朝霞市泉水一丁目8番23号
	福岡支店	福岡県福岡市東区松田二丁目9番1号
	仙台支店	宮城県仙台市宮城野区中野字田中120番1号
	大阪支店	大阪府東大阪市西石切町六丁目4番13号
加工物流センター	東京都葛飾区白鳥四丁目7番13号	

② 子会社

株式会社 One Flower	本社	熊本県熊本市南区流通団地一丁目46番地
美麗花壇股份有限公司	本社	台北市大安区忠孝東路4段285號
昇建設株式会社	本社	熊本県熊本市南区流通団地一丁目46番地
株式会社システムハウス福知山	本社	京都府福知山市字猪崎小字古黒353番
株式会社ビイケイエステート	本社	熊本県熊本市南区流通団地一丁目46番地
株式会社花時	本社	沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋2252-1

(9) 従業員の状況 (平成25年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数(名)
生花祭壇事業	151(171)
生花卸売事業	10(7)
ブライダル装花事業	24(12)
土木・建設事業	16(-)
その他	27(2)
全社(共通)	34(-)
合計	262(192)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151(150)名	△19(10)名	31.1歳	5.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成25年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	206,100千円
株式会社熊本銀行	200,000千円
株式会社千葉銀行	188,920千円
株式会社みずほ銀行	160,000千円
株式会社東京都民銀行	151,600千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	58,345千円
株式会社北陸銀行	25,000千円

2. 会社の株式に関する事項（平成25年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 88,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,450株(自己株式3,930株を除く)
- (3) 株主数 1,760名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
三島美佐夫	9,537	44.46
謝花齊	1,147	5.34
ビューティ花壇従業員持株会	1,042	4.85
三島志子	600	2.79
松井亮介	570	2.65
清水康	500	2.33
畑美智子	423	1.97
株式会社河野メリクロン	344	1.60
河野通郎	231	1.07
青山秦長	183	0.85

- (注) 1. 当社は自己株式3,930株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

個人投資家層の拡大ならびに株式の流通の活性化を図るため、平成25年7月1日付けで、1株につき200株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成25年6月30日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成25年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三島 美佐夫	
専務取締役	舩田 正一	事業本部長兼経営企画室長兼人事本部長
取締役	須浪 薫	コーポレート本部長兼新規事業本部長 株式会社ビイケイエステート代表取締役社長
取締役	青木 啓	流通統括本部長 美麗花壇股份有限公司董事長兼總經理
取締役	柳本 信一郎	
常勤監査役	亀井 浩太郎	
常勤監査役	竹内 尚	日本産業株式会社監査役
監査役	西川 泰史	西川企業管理顧問有限公司 代表取締役 友達顧問有限公司 代表取締役 富林顧問有限公司 代表取締役 富香顧問有限公司 代表取締役

- (注) 1. 取締役柳本信一郎氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役亀井浩太郎氏及び常勤監査役竹内尚氏、監査役西川泰史氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役柳本信一郎氏、常勤監査役亀井浩太郎氏、常勤監査役竹内尚氏及び監査役西川泰史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1)	101,280千円 (3,000)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4)	9,230千円 (9,230)
合計	9名	110,510千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年9月28日開催の第10期定時株主総会において年額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月28日開催の第10期定時株主総会において年額200万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役竹内尚氏は、日本産業株式会社監査役を、兼務しております。なお、当社ととの間には特別な関係はありません。

監査役西川泰史氏は、西川企業管理顧問有限公司代表取締役、友達顧問有限公司代表取締役、富林顧問有限公司代表取締役及び富香顧問有限公司代表取締役を兼務しております。なお、当社と上記4社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (34回開催)		監査役会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役柳本信一郎	33回	97%	-	-
常勤監査役亀井浩太郎	33回	97%	11回	91%
常勤監査役竹内尚	26回	100%	10回	100%
監査役西川泰史	34回	100%	12回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役柳本信一郎氏は、豊富な海外経験と会社経営者として経営全般に関する経験から培った知識・見地から、適宜発言を行っております。

常勤監査役亀井浩太郎氏、常勤監査役竹内尚氏及び監査役西川泰史氏は、社外監査役として、公正かつ独立の立場から取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

社外監査役竹内尚氏については、平成24年9月21日就任後の状況を記載しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人よつば総合事務所

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針としてビューティ花壇役員行動規範を定めるとともに、万一取締役が他の取締役の違法行為を発見した場合には、取締役及び監査役に対する報告並びに違法行為のための是正措置が円滑に図れる体制を整えます。
- ② コンプライアンス室長がコンプライアンス全体に関する統括責任者としてコンプライアンス体制の維持及び整備を行い、取締役への教育及び研修等を行います。
- ③ 監査役及びコンプライアンス室は連携し、コンプライアンス体制の調査並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する体制を整えます。また、取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、欠陥が発見された場合には、取締役会として適切な是正措置を講じます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録を法令や社内規程に基づき作成し、適切かつ確実に保存及び保管します。
- ② 経営及び業務執行に関する重要な情報及び決定事項は文書管理規程等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び保管します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
- ② 当社が把握するリスクは、有価証券報告書等を通じ積極的にステークホルダーに開示していきます。
- ③ 新たに生じたリスク若しくは重大なリスクが予見された場合には、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じるものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は事業年度計画及び中期経営計画を作成し、その達成に向けて効率的に職務を執行する体制を整えます。
- ② 意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲します。
- ③ 取締役会は定時に毎月1回、また、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督します。
- ④ 取締役並びに執行役員及び使用人の職務分掌と権限を社内規程にて明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 稟議規程並びに業務分掌規程及び職務権限規程により各部門の職務権限を明確化し、相互牽制機能を強化する体制を整えます。
- ② 内部通報制度を設置し、コンプライアンス通報規程に基づき、通報者が不利益な取扱いを受けないよう保証する体制を整えます。
- ③ コンプライアンス室長がコンプライアンス全体に関する統括責任者としてコンプライアンス体制の維持及び整備を行い、使用人への教育及び研修等を行います。

(6) 会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。
- ② グループ各社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行います。
- ③ 定期又は臨時にグループ各社との連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。
- ④ 監査役と内部監査人は、定期又は臨時にグループ各社の管理体制を監査し、その結果を随時社長に報告します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役は、コンプライアンス室の室員その他必要と認められる使用人に対し、監査業務に関する要請を行うことができます。

- ② 監査役から監査業務の要請を受けた使用人は、必要に応じて監査役の監査を補助するものとします。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より監査業務に関する要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。
- ② 監査業務に関する要請を受けた使用人に関する人事異動並びに人事評価及び処罰等について、担当取締役は監査役の求めに応じてその事由等の説明を行う業務を負うものとします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役並びに業務担当取締役及び執行役員は、取締役会及び経営会議等において担当する業務の執行状況を随時報告するものとします。
- ② 取締役並びに執行役員及び使用人は、当社及びグループ各社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、監査役に対し速やかに報告するものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間に、監査体制その他監査の実効性確保に関する事項についての定期的な意見交換を行います。
- ② 監査役は、コンプライアンス室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、当該計画について協議することとし、適宜に内部監査結果について意見交換を行う等、常に連携を図っていきます。
- ③ 監査役は、適宜に監査法人との情報交換を行う等、連携を図っていきます。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて、記載比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,392,539	流 動 負 債	1,359,395
現金及び預金	773,847	支払手形及び買掛金	113,929
受取手形及び売掛金	497,759	短期借入金	453,507
完成工事未収入金	2,639	一年内返済予定長期借入金	375,463
商 品	5,798	一年内償還予定社債	25,000
仕 掛 品	1,956	未 払 金	66,398
原材料及び貯蔵品	23,920	未払法人税等	49,156
未成工事支出金	308	賞与引当金	6,911
繰延税金資産	10,664	繰延税金負債	1,681
そ の 他	91,197	そ の 他	267,348
貸倒引当金	△15,552	固 定 負 債	576,753
固 定 資 産	1,278,600	社 債	40,000
有 形 固 定 資 産	619,290	長 期 借 入 金	488,516
建物及び構築物	237,451	リ ー ス 債 務	8,457
車 両 運 搬 具	79,369	退 職 給 付 引 当 金	27,696
工 具 器 具 備 品	49,727	そ の 他	12,083
土 地	242,627	負 債 合 計	1,936,148
そ の 他	10,114	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	124,713	株 主 資 本	636,468
の れ ん	114,716	資 本 金	213,240
そ の 他	9,996	資 本 剰 余 金	142,056
投 資 そ の 他 の 資 産	534,596	利 益 剰 余 金	438,095
投 資 不 動 産	169,166	自 己 株 式	△156,922
差 入 保 証 金	170,836	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,188
繰 延 税 金 資 産	22,808	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	410
そ の 他	219,669	為 替 換 算 調 整 勘 定	777
貸 倒 引 当 金	△47,884	少 数 株 主 持 分	97,334
		純 資 産 合 計	734,991
資 産 合 計	2,671,140	負 債 純 資 産 合 計	2,671,140

連結損益計算書

(平成24年7月1日から
平成25年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,142,396
売 上 原 価		4,149,467
売 上 総 利 益		992,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		819,093
営 業 利 益		173,835
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,188	
受 取 地 代 家 賃	14,092	
補 助 金 収 入	4,099	
そ の 他	17,627	37,007
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,377	
不 動 産 賃 貸 費 用	4,688	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,920	
為 替 差 損	8,020	
そ の 他	4,012	35,019
経 常 利 益		175,823
特 別 利 益		
受 取 和 解 金	2,958	2,958
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,525	
そ の 他	3,883	17,408
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		161,372
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57,337	
法 人 税 等 調 整 額	168	57,506
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		103,866
少 数 株 主 利 益		18,293
当 期 純 利 益		85,573

連結株主資本等変動計算書

(平成24年7月1日から
平成25年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	213,240	133,240	389,589	△161,503	574,565
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△37,067		△37,067
当 期 純 利 益			85,573		85,573
自 己 株 式 の 取 得				△36,612	△36,612
自 己 株 式 の 処 分		8,816		41,192	50,009
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	8,816	48,505	4,580	61,902
当 期 末 残 高	213,240	142,056	438,095	△156,922	636,468

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少数株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,556	△8,241	△6,684	70,002	637,883
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△37,067
当 期 純 利 益					85,573
自 己 株 式 の 取 得					△36,612
自 己 株 式 の 処 分					50,009
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△1,145	9,018	7,872	27,331	35,204
連結会計年度中の変動額合計	△1,145	9,018	7,872	27,331	97,107
当 期 末 残 高	410	777	1,188	97,334	734,991

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 美麗花壇股份有限公司
株式会社One Flower
昇建設株式会社
株式会社システムハウス福知山
株式会社ビイケイエステート
株式会社花時

株式会社ビイケイエステートは重要性が増したことにより、株式会社花時については、新たに出資したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

②主要な非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ピンク
株式会社セレモニーサービス
株式会社三島葬祭
株式会社キャリアライフサポート

- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の美麗花壇股份有限公司及び株式会社花時の決算日は3月31日、株式会社One Flower、株式会社システムハウス福知山及び株式会社ビイケイエステートの決算日は5月31日であり、連結決算日と異なっております。当連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しております。また、昇建設株式会社は7月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、4月30日を仮決算日とする計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価金額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

時価のないもの

移動平均法による原価法

- ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品、原材料、貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・仕掛品、未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。
 - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。
 - ロ 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - なお、リース取引開始日が平成20年6月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - ニ 長期前払費用
 - 定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ 賞与引当金
 - 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。
 - ハ 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - イ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は子会社の事業年度における期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
 - ロ 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ハ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、工期がごく短いもの等、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ニ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5～7年で均等償却しております。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資不動産」、「差入保証金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資不動産」は59,043千円、「差入保証金」は90,017千円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

長期借入金306,406千円の担保に供しての資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	160,229千円
土地	132,969千円
合計	293,198千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 396,876千円

(3) 投資不動産の減価償却累計額 13,404千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 25,380株

(2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 3,930株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年9月21日 定時株主総会	普通株式	37,067,325	1,775	平成24年6月30日	平成24年9月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの平成25年9月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 25,740,000円
- ・1株当たり配当額 1,200円
- ・基準日 平成25年6月30日
- ・効力発生日 平成25年9月24日

なお、配当原資については、利益剰余金としております。

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性及び流動性を重視し、短期的な預金等に限定し、資金調達については、主に銀行借入や社債発行によっております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、完成工事未収入金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規定に従い、主要な取引先の与信管理を定期的に行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達であります。

営業債務、借入金、社債は流動性のリスクに晒されておりますが、当該リスクについては、資金繰計画を作成し定期的に更新することにより管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年6月30日（当期連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	773,847	773,847	—
(2) 受取手形及び売掛金	497,759	497,759	—
(3) 完成工事未収入金	2,639	2,639	—
(4) 差入保証金 (一年内回収予定差入保証金含む)	178,250	172,483	△5,767
資産計	1,452,496	1,446,729	△5,767
(1) 支払手形及び買掛金	113,929	113,929	—
(2) 短期借入金	453,507	453,507	—
(3) 長期借入金 (一年内返済予定長期借入金含む)	863,979	867,943	3,964
(4) 社債 (一年内償還予定社債含む)	65,000	65,673	673
負債計	1,496,415	1,501,053	4,638

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

契約満了により、将来回収が見込まれる敷金及び保証金について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、熊本県において、賃貸用の住居ビル（土地を含む）及び遊休不動産（土地）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
183,963	164,293

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 148円64銭

(2) 1株当たり当期純利益 20円27銭

(注) 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

(1) 株式分割、単元株制度の採用

平成25年5月17日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年7月1日付で株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

① 株式分割及び単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度を採用いたしました。なお、本株式分割及び単元株制度の採用にともなう投資単位の金額は実質的に2分の1になります。

② 株式分割の概要

イ 分割の方法

平成25年6月30日（日）（当日は休日につき、実質は平成25年6月28日（金））を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する当社普通株式を1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

ロ 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式数	25,380 株
今回の分割により増加する株式数	5,050,620 株
分割後の発行済株式数	5,076,000 株
分割後の発行可能株式数	17,600,000 株

ハ 分割の日程

効力発生日 平成25年7月1日（月）

③ 単元株制度の採用

イ 新設する単元株式の数

単元株式数を100株といたしました。

ロ 新設の日程

効力発生日 平成25年7月1日（月）

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(2)台湾合弁会社の株式取得

当社は、平成25年7月12日開催の取締役会において、台湾における合弁会社である美麗花壇股份有限公司（以下、「本合弁会社」と言う。）について、平成25年5月17日付「台湾合弁会社の解散に関するお知らせ」にて開示いたしました、本合弁会社を解散する方向性の決議を修正し、同社の株式を取得することを決議いたしました。その後、平成25年8月9日付で株式譲渡契約を締結し、現在中華民国經濟部投資審議会の投資許可の申請を行っている段階です。

①株式取得の理由

当社は、台湾における当社の生花祭壇の普及と花文化向上に貢献することを目的として、台湾における葬儀ビジネス業者である龍巖股份有限公司（以下、「龍巖社」と言う。）と本合弁会社を設立いたしました。平成24年9月19日付「合弁契約の解除に関するお知らせ」のとおり、龍巖社による競業避止義務違反が発覚し同日付で合弁契約を解除いたしました。

その後、龍巖社との間で双方が保有する本合弁会社の株式の処分等につき当社より協議を申し入れてまいりましたが折り合いがつかず、平成25年5月17日付「台湾合弁会社の解散に関するお知らせ」のとおり、今後開催される本合弁会社における株主総会にて解散の議題を諮ることを決議いたしました。

以後、両社間にて解散を視野に協議を進めた結果、今般上記決議内容を見直し当社による本合弁会社の株式取得を決議することとなりました。

②新たに株式を取得する会社の概要

名称	美麗花壇股份有限公司	
所在地	台北市大安区忠孝東路4段285号5F	
代表者の役職・氏名	董事長 青木 啓	
事業内容	生花祭壇の企画提案・作成・設営	
資本金	NT \$ 28,500,000 (1NT \$: 3.2円)	
設立年月	平成18年10月 (2006年10月)	
大株主および持株比率	株式会社ビューティ花壇 : 50% 龍巖股份有限公司 : 50%	
上場会社と当該会社との関係	資本関係	ビューティ花壇が株式の50%を保有 (連結子会社)
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社グループと定常的な取引有

当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (1NT\$: 3.2円)			
決算期	平成23年3月期 (2011年3月期)	平成24年3月期 (2012年3月期)	平成25年3月期 (2013年3月期)
純資産	42,482千NT\$	41,756千NT\$	50,796千NT\$
総資産	53,848千NT\$	52,614千NT\$	54,792千NT\$
売上高	131,929千NT\$	137,971千NT\$	91,974千NT\$
営業利益	15,536千NT\$	692千NT\$	4,918千NT\$
当期純利益又は当期純損失(△)	13,116千NT\$	△726千NT\$	9,039千NT\$

③株式取得の相手先の概要

氏名	龍巖股份有限公司
住所	台北市松山區敦化北路150號7樓
代表者の役職・氏名	董事長 李世聰
事業内容	葬祭サービス、葬祭場の開発、賃貸及び住宅、ビルの開発、賃貸業務等
資本金	3,990,841千NT\$ (1NT\$: 3.2円)
設立年月	昭和62年3月 (1987年3月)

④取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

取得前の所有株式数	1,425,000株 (所有割合 : 50%)
取得株式数	1,425,000株 (所有割合 : 50%) 取得価額23,731千元 (日本円 約78,787千円)
取得後の所有株式数	2,850,000株 (所有割合 : 100%)

(3) 株式取得 (子会社化) に関する基本合意書締結

当社は、平成25年7月12日開催の取締役会において、マイ・サクセス株式会社の株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で同社と基本合意書を締結致しました。

①株式の取得の理由

マイ・サクセス株式会社の花生輸入・販売のノウハウと、株式会社ビューティ花壇で行っている花生輸入取引の統合により経費削減などの相乗効果が見込まれること、及び補充し合う商材・販売先が拡大することにより当社の仕入安定のみならず、広く生花を生業とする会社に対し更なる競争力ある商品の提供・提案に繋がることから、基本合意書を締結し株式を取得するものであります。

②異動する子会社（マイ・サクセス株式会社）の概要

名称	マイ・サクセス株式会社		
所在地	千葉県成田市前林861		
代表者の役職・氏名	代表取締役 青木 正行		
事業内容	花卉・鉢物及び園芸用品の輸出入業・卸売販売		
資本金	10,000千円		
設立年月日	平成18年7月11日		
大株主および持株比率	青木 正行 (80%) 原 道明 (20%)		
上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。	
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
純資産	22,839千円	5,416千円	△37,950千円
総資産	132,979千円	181,494千円	147,983千円
1株当たり純資産	114千円	27千円	△190千円
売上高	1,253,498千円	1,088,622千円	1,114,560千円
営業損失	8,798千円	16,556千円	43,090千円
経常損失	8,664千円	16,807千円	43,296千円
当期純損失	8,737千円	17,423千円	43,366千円
1株当たり当期純損失	44千円	87千円	217千円
1株当たり配当金	－円	－円	－円

③株式取得の相手先の概要

氏名	1. 青木 正行 2. 原 道明
住所	1. 千葉県成田市 2. 千葉県成田市
上場会社と当該個人との関係	当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・取引関係はありません。

④取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	0株 (議決権の数 : 0個) (所有割合 : 0%)
取得株式数	200株 (議決権の数 : 200個) (発行済株式数に対する割合 : 100%) (取得価格 : 未定)
異動後の所有株式数	200株 (議決権の数 : 200個) (所有割合 : 100%)

⑤異動の日程

平成25年9月 株式譲渡契約書締結（予定）
平成25年9月 株式取得日（予定）

貸借対照表

(平成25年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	632,050	流 動 負 債	951,491
現金及び預金	229,793	買掛金	88,725
受取手形	1,544	短期借入金	325,000
売掛金	303,224	一年内返済予定長期借入金	318,447
商 品	4,040	一年内償還予定社債	20,000
仕 掛 品	364	リ ー ス 債 務	6,576
原材料及び貯蔵品	13,462	未 払 金	50,624
前 払 費 用	19,175	未 払 費 用	85,685
預 け 金	30,320	未 払 法 人 税 等	18,029
繰延税金資産	7,735	未 払 消 費 税 等	16,981
その他	24,340	預 り 金	20,714
貸倒引当金	△1,950	そ の 他	707
固 定 資 産	1,135,071	固 定 負 債	368,135
有 形 固 定 資 産	416,561	社 債	40,000
建築物	176,134	長期借入金	294,518
構築物	2,245	リ ー ス 債 務	5,032
車両運搬具	72,952	退職給付引当金	24,042
工具器具備品	32,511	資産除去債務	889
リース資産	10,628	そ の 他	3,653
土地	115,751	負債合計	1,319,626
建設仮勘定	6,338	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	2,905	株 主 資 本	447,495
その他	2,905	資 本 金	213,240
投資その他の資産	715,605	資 本 剰 余 金	142,056
投資有価証券	1,000	資本準備金	133,240
関係会社株式	331,887	その他資本剰余金	8,816
出 資 金	9,864	利 益 剰 余 金	249,122
差入保証金	44,393	利 益 準 備 金	770
<small>株主、役員又は従業員に対する長期貸付金</small>	2,157	その他利益剰余金	248,352
関係会社長期貸付金	72,450	繰越利益剰余金	248,352
破産更生債権等	28,523	自 己 株 式	△156,922
長期前払費用	8,442	純 資 産 合 計	447,495
投資不動産	169,166	負債純資産合計	1,767,122
保険積立金	52,378		
繰延税金資産	21,516		
貸倒引当金	△26,176		
資産合計	1,767,122		

損 益 計 算 書

(平成24年7月1日から
平成25年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,648,999
売 上 原 価		3,040,503
売 上 総 利 益		608,495
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		578,998
営 業 利 益		29,497
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,286	
受 取 地 代 家 賃	35,171	
経 営 指 導 料	35,560	
補 助 金 収 入	4,099	
そ の 他	6,326	82,444
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,203	
社 債 利 息	496	
不 動 産 賃 貸 費 用	4,688	
為 替 差 損	5,664	
そ の 他	1,010	20,062
経 常 利 益		91,879
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	1,445	1,445
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,479	
和 解 金	21,128	27,608
税 引 前 当 期 純 利 益		65,716
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39,872	
法 人 税 等 調 整 額	△5,719	34,152
当 期 純 利 益		31,563

株主資本等変動計算書

(平成24年7月1日から
平成25年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	213,240	133,240	-	133,240	770	254,748	255,518	△161,503	440,494	440,494
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△37,067	△37,067		△37,067	△37,067
分限型の会社分割による減少						△892	△892		△892	△892
当 期 純 利 益						31,563	31,563		31,563	31,563
自己株式の取得								△36,612	△36,612	△36,612
自己株式の処分			8,816	8,816				41,192	50,009	50,009
事業年度中の変動額合計	-	-	8,816	8,816	-	△6,396	△6,396	4,580	7,000	7,000
当 期 末 残 高	213,240	133,240	8,816	142,056	770	248,352	249,122	△156,922	447,495	447,495

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ② 子会社 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品、原材料、貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

長期借入金141,400千円の担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	118,558千円
土地	84,809千円
合計	203,367千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 255,263千円

投資不動産の減価償却累計額 13,404千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式会社商工組合中央金庫	23,450千円
株式会社みずほ銀行	79,343千円
株式会社東京都民銀行	91,665千円
株式会社京都銀行	163,340千円
株式会社熊本銀行	20,000千円
合計	377,798千円

(4) 区分表示したものの他、関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

売掛金	10,551千円
その他流動資産	12,737千円
未払金	987千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	132,707千円
	仕入高	19,002千円
営業取引以外	受取利息	659千円
	受取地代家賃	22,117千円
	経営指導料	35,560千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,930株
------	--------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

① 流動資産

未払事業税等	2,032千円
未払法定福利費	4,414千円
貸倒引当金超過額	684千円
その他	604千円
繰延税金資産小計	7,735千円

② 固定資産

関係会社株式評価損	23,522千円
貸倒引当金超過額	9,073千円
長期前払費用	12,489千円
退職給付引当金	8,568千円
資産除去債務	3,963千円
減損損失	1,301千円
その他	318千円
繰延税金資産小計	59,235千円
評価性引当額	△37,719千円
繰延税金資産合計	29,251千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	22,853千円	22,853千円	— 千円
合計	22,853千円	22,853千円	— 千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	— 千円
1年超	— 千円
合計	— 千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,302千円
減価償却費相当額	1,234千円
支払利息相当額	79千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
個人主要株主・役員	三島美佐夫	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 44.5	—	—	当社生花仕入債務等に対する債務被保証(※)	28,778	—	—
役員 の 近親者	三島和子	—	—	三島葬祭取締役	—	—	—	土地建物の購入	35,683	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※ 買掛金28,778千円の仕入債務等は、株式会社なわ花市場、株式会社大田花き、株式会社フラワーオークションジャパン、熊本県花き事業協同組合、福岡県花卉農業協同組合であり、代表取締役社長である三島美佐夫の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	美麗花壇股份有限公司	台北市	28,500 千NT\$	生花祭壇の製作・販売	(所有)直接 50.0	兼任	生花祭壇の製作指導等	訴訟和解金	21,128	和解金	—
子会社	株式会社One Flower	熊本市	62,500	ブライダル装花、ブーケ等の販売	(所有)直接 100.0	兼任	生花の販売・ブライダル商品の仕入	建物・車両の賃貸 経営指導料 債務保証	18,614 29,769 146,124	未収入金	7,719
子会社	昇建設株式会社	熊本市	90,000	土木・建設業	(所有)直接 91.8	兼任	債務保証	債務保証	20,000	—	—
子会社	株式会社システムハウス福知山	京都府福知山市	58,000	システム開発事業	(所有)直接 100.0	兼任	債務保証	債務保証	163,340	—	—
子会社	株式会社バイオエナジー	熊本市	5,000	不動産業	(所有)直接 100.0	兼任	不動産管理	資金の貸付	75,000	関係会社長期貸付金 その他流動資産	72,450 1,800
子会社	株式会社花時	沖縄県中頭郡	3,330	生花祭壇の製作・販売	(所有)直接 100.0	兼任	債務保証	債務保証	48,334	—	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 104円31銭
(2) 1株当たり当期純利益 7円47銭

(注) 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年 8月21日

株式会社 ビューティ花壇

取締役会 御中

監査法人 よつば総合事務所

指定社員 公認会計士 神 門 剛 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 屋 友 宏 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、株式会社ビューティ花壇の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビューティ花壇及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年7月1日付けで株式分割及び単元株制度の採用を実施している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年7月12日開催の取締役会において、台湾における合弁会社である美麗花壇股份有限公司の株式を取得する決議をし、平成25年8月9日付けで株式譲渡契約を締結している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年7月12日開催の取締役会において、マイ・サクセス株式会社の株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で同社と基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年8月21日

株式会社 ビューティ花壇
取締役会 御中

監査法人 よつば総合事務所

指定社員 公認会計士 神 門 剛 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 屋 友 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビューティ花壇の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年7月1日付けで株式分割及び単元株制度の採用を実施している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年7月12日開催の取締役会において、台湾における合弁会社である美麗花壇股份有限公司の株式を取得する決議をし、平成25年8月9日付けで株式譲渡契約を締結している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年7月12日開催の取締役会において、マイ・サクセス株式会社の株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で同社と基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役会全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が、定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システムの状況並びにその執行状況）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人よつば総合事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人よつば総合事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年8月21日

株式会社ビューティ花壇 監査役会

常勤監査役	竹 内 尚	㊟
社外監査役		
常勤監査役	亀 井 浩太郎	㊟
社外監査役		
社外監査役	西 川 泰 史	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当連結会計年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1,200円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は25,740,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年9月24日といたしたいと存じます。

(注) 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記の配当は、当該株式分割前の株式数を基準に行われま
す。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 現行定款の字句の修正をするものであります。(変更案第2条)
- (2) 従来の障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法として平成25年4月1日に施行されたため、これに対応するため現行定款第2条「目的」の文言の修正をするものであります。
- (3) 当社の今後の事業展開に備え、現行の定款第2条の「目的」に事業目的を追加するものであります。
- (4) 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)及び第9条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。
- (5) 経営管理体制強化のため、取締役の員数を変更するものであります。(変更案第20条)
- (6) 現行定款第8条以下の条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 (1) ~ (5) (条文省略) (6) DVD、ビデオテープ、スライド、カード、教本等で構成されるフラワースクール教材の企画、製作、販売及び著作権の管理 (7) ~ (63) (条文省略) (64)障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業 (65) ~ (71) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (72) 前各号に附帯する一切の業務 (新設) (新設) 第8条~第17条《条文省略》 (員数) 第18条 当会社の取締役は、6名以内とする 第19条~第43条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(目的) 第2条 (1) ~ (5) (現行どおり) (6) DVD、ビデオテープ、スライド、カード、教本等で構成されるフラワースクール教材の企画、製作、販売及び著作権の管理 (7) ~ (63) (現行どおり) (64)障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業 (65) ~ (71) (現行どおり) (72) 板金プレス製作 (73) プレス金型製作販売 (74) 警備業法に基づく警備業 (75) インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託 (76) ビルメンテナンス業及びビルの管理業務に関するコンサルタント業務 (77) 公共料金等の収納代行業、集金代行業及び支払代行業 (78) 前各号に附帯する一切の業務 (<u>単元未満株式についての権利</u>) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (<u>単元未満株式の買直し</u>) 第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。 第10条~第19条 (現行どおり) (員数) 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする 第21条~第45条 (現行どおり) 附則 1 第8条乃至第9条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年9月20日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の経営基盤を強化し、内部統制の充実をはかるため取締役2名を増員し、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	たぐち きぬこ 田口 絹子 (昭和38年7月31生)	平成18年8月 当社入社 平成21年10月 株式会社クラウンガーデネックス（現株式会社One Flower）代表取締役社長 平成25年6月 当社コーポレート部長（現任） 株式会社One Flower代表取締役会長（現任）	11株
2	みしま 三島 まりこ (昭和53年1月28生)	平成16年6月 当社入社 平成25年6月 当社役員秘書室長（現任）	8株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役の亀井浩太郎氏及び西川泰史氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い監査役2名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かめい こうたろう 亀井 浩太郎 (昭和12年1月13日生)	平成3年7月 陸上自衛隊退官 平成3年8月 株式会社東芝入社特定システム開発部部長就任 平成16年2月 当社常勤監査役 平成20年9月 当社監査役 平成22年9月 当社常勤監査役(現任)	一株
2	さかい ゆかり 酒井 由香里 (昭和43年6月23日生)	平成3年4月 野村證券株式会社入社 平成11年9月 キャピタルドットコム株式会社(現イー・リサーチ株式会社)設立に参画 平成13年5月 株式会社コーポレートチューン設立に参画 平成17年1月 同社取締役 平成17年6月 株式会社ユナイテッドアローズ常勤監査役(現任)	一株

- (注)
1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者の酒井由香里氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 酒井由香里氏を社外監査役候補者とした理由は、他社の取締役や監査役としての豊富な経営経験・監査業務知識を当社の業務執行の指導及び監査に活かしていただくためであります。
 4. 酒井由香里氏が選任された場合は、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年9月28日開催の当社第10期定時株主総会において、「年額2億円以内」とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、今般の取締役の員数の増加やその他諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額等を「年額3億円以内」と改定させていただきたいと存じます。

取締役の報酬額等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

取締役の員数は現在5名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名となります。

第6号議案 当社及び当社子会社の取締役（社外取締役は除く）及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役は除く）及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役に対する報酬額は、平成18年9月28日開催の第10期定時株主総会において年額2億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。以下も同様。）とする旨ご承認いただき今日に至っており、第5号議案が原案どおり承認可決されますと年額3億円以内となりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額2,500,000円の範囲で、ストックオプションとしての新株予約権を発行することにつきましてご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての報酬額は、割当日における本件新株予約権1個当たりの公正価値に、取締役に対して割り当てる本件新株予約権の総数を乗じて得た額を基準として算定しております。この割当日における本件新株予約権1個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されているブラック・ショールズ・モデルを用いております。

なお、当社の現在の取締役は5名（うち社外取締役が1名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合は7名（うち社外取締役が1名）となり、そのうちストックオプション発行の対象となる取締役は4名であります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役は除く）、及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役は除く）及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。このうち、取締役に割り当てる株式数の上限は、25,000株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000個を上限とする（新株予約権1個につき普通株式100株。但し、本項(2)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。）。このうち、取締役割り当ての新株予約権の個数は250個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(3)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行株式} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{数}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式}}{\text{数}}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする

(6) 新株予約権行使期間

平成27年10月1日から平成29年9月30日までとする

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子社の取締役、監査役または従業員たる地位にあることを要す。但し、取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合は、その地位を喪失した後1年間はこの限りでない。また、当社取締役会が正当な

理由があると認められた場合はこの限りでない。

②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使日の属する月の前月における各日（取引が成立しない日を除く。）の終値の平均値が550円以上である場合にのみ権利行使できる。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

③新株予約権の相続は認められない。

(8) 新株予約権の取得条項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

②新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は当社新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

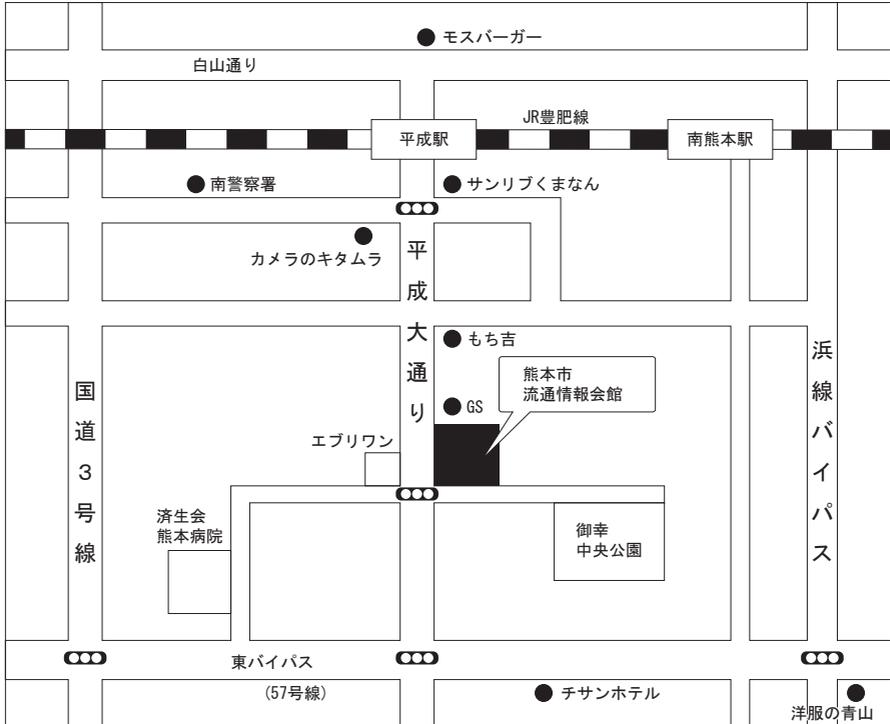
新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(2)に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(10)に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
(8)に準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
(7)に準じて決定する。
- (12) 端数の取扱い
新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を行使した場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権証券
当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (14) その他の条件
新株予約権に関するその他の条件については、本総会後に開催される取締役会決議により定める

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 熊本県熊本市南区流通団地 1丁目24番地
熊本市流通情報会館
5階 第一研修室



- 交通**
- 熊本交通センターから
バスで約20分
 - ・熊本バス/平成町経由済生会病院行き〈流通団地下車〉
 - ・熊本都市バス/済生会病院経由野越団地行き〈流通団地下車〉
 - 熊本駅から/熊本都市バスで約20分
 - 平成駅から/会館まで約1.6km